

## 1. 地域保健福祉行政との連携

複雑困難な背景を有する人々への支援を展開するにあたっては、様々な行政担当部署との連携が必要となってくる。

この分野で、地域保健福祉行政が役割を担う意義としては、一つに住民の健康情報を専門的視点から評価する機能を有している点がある。また、中立的な立場を生かして、関係者の相互調整を図り、連携体制を構築していくという機能もある。さらに、継続的に公共性、公平性を担保した施策を実施する責務を持っており、その責務を果たしてもらわなければならない。

しかし、関係者が期待するような協力が得られないことも少なくないというのも事実である。期待通りの協力が得られない理由としては、右に記載した行政機関が持つ特性が挙げられるが、このような特性をある程度理解した上で、連携をはかることが重要となってくる。

### 【行政機関が持つ特性とその影響】

#### ○ 行政機関共通の特性

- － 法的根拠重視・規制偏重  
変化への迅速対応が不得手上意下達
- － 公共性……………全体主義への傾倒  
個別利益の調和不全
- － 中立性……………ことなかれ主義  
希薄な関係性
- － 総合性……………ニーズの規模が小さい課題への対応が不得手
- － 業務分担制……専門職のマンネリ化と一般職の意識の希薄化
- － 単年度制………効率的予算執行の困難  
継続性の困難
- － 人事異動………関係者との関係性、信頼性の継続が困難
- － 行財政改革……限られた人員・予算

#### ○ 機関特有の特性

- － 個別法に基づく……セクショナリズム
- － 役割と機能………マンネリ化

### 【行政機関との連携における留意点】

行政機関との連携において留意すべき事項のうち、主なものは以下の5つである。

#### ① 協同してニーズを把握するという姿勢で相談する

本来、住民からの漠然とした訴えに対して、具体的な生活ニーズに分解して評価をし、必要な援助計画を組み立てていくというのが保健福祉行政の役割ではあるが、できるだけ具体的にニーズを伝えた方がスムーズな対応が得られる。

本人の置かれている状況について、必要と思われる支援サービス、配慮すべき特殊事情なども含めて、具体的に説明する。こちらで前もって整理をして説明するというより、より具体的な内容を伝えながら、その場で一緒にニーズを確認しながら整理をするというやり方がよい。なぜなら、整理の仕方そのものが一致していなければ、ニーズのとらえ方や優先順位が異なったりするからである。

また、「○○が必要だからお願いします」というふうにサービスの提供を直接依頼するだけであると、「そのサービスはうちの担当ではない」という回答になりがちである。一緒にニーズを確認するという作業があれば、その部署で提供できないものについては、その職員が主体的に他の部署との連携を図ってくれるものである。

“決め打ち”で相談するのではなく、相談の中で必要な支援を共に考えていくというスタイルが推奨される。

#### ② 簡単には引き下がらない

対応できないと言われた時にも簡単には引き下がらないことが重要である。

対応できないという判断は、担当者個人ではなく、その機関の組織判断であるのか、できない根拠は何なのか、説明を求めるとよい。こちらが求めていることが先方に正確に伝わっていなかったり、担当者の思い込みであったりする場合もある。担当者が答えにくそうであったら、その上司など、答えることができる立場の人の対応を求める。

また、対応できないことが確認できたとしても、困っている事情に対してその機関としてできる他のことがないのかをたずね、必要に応じて機関内での検討を依頼する。

### ③ 提案や助言を積極的に求める

「よい手立てがないか」、「他の方策は考えられないのか」など、専門の行政機関としての提案や助言を求めることで、専門職としてのプロ意識と行政機関としての責務を刺激し、より積極的で主体的な対応を引き出すことができる。

また、両者の連携も深まる効果もある。

### ④ スケジュール感を大切にす

双方が多忙な上に、業務の時間的流れが異なる場合は、スケジュール感を大切にすることが重要となる。

相談や会議の事前予約はもちろん、「〇〇までに方針を決定する」、「〇〇までに回答が欲しい」など、期限を設定した業務連携は、効率性の向上と共に、事業の進捗管理上も有効である。

### ⑤ 普段からの人的交流をしておく

行政機関の職員と普段から人的交流を深めておくことは、連携をスムーズにする有効な手段の一つである。

方法としては、個別相談の場面はもちろん、連携会議の開催・協力、研修会等への相互協力などがある。支援ボランティア団体や研究会を組織し、行政職員もそのメンバーにならうと、さらに強い信頼関係が生まれる。

## 関係者からの一言



宇田英典  
（全国保健所長会  
前会長／  
鹿児島県 伊集院  
保健所 所長）

自殺は保健、医療、福祉、介護、教育、雇用、住まい等、多岐にわたる日常生活上の課題が複合的に影響しあって生じる健康被害の一つです。そのため、自死遺族支援を含めた自殺対策は総合的な視点が必要とされ、自殺対策基本法が制定されたゆえんでもあります。

行政の果たす役割は、公共性、中立性を基本理念として社会全体の福祉の向上を図ることにありますが、社会を構成する個人や家族の福祉の維持・向上ももとより重要な視点でもあります。

そのため行政が所管する業務は、住民の生活や生命に関して多岐にわたり、相談や支援を求める際に、どの部署にアプローチしたらいいのかわからないといった側面があることは否めません。しかし、行政が有する理念と、その特性を承知して利活用していくことは効果的な自殺対策を進めることにつながります。

住民への理解促進のための広報周知（行政広報、マスコミへの情報提供等）、課題や方向性を検討し関係者間で方向性を共有し、効果的・効率的な対策を講じるための場の設置（例：自殺対策協議会、こころの健康づくり協議会等）、人材（ゲートキーパー、民生委員等）の確保と育成・活用、地域の実態の把握と解析・還元等は、各制度の直接的担い手ではなく中立的立場である行政機関だけが有する重要な機能の一つです。

もし、個別の事案に関して相談先がわからない場合には、お近くの保健所か市町村保健センターに相談してください。助言・支援はもとより、必要に応じて適切な相談窓口への紹介を行います。